ニ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、メタンガスの濃度が〇・二パーセント以下まで検出できるガス検知器及び断熱性能試験のための設備

ホ　最高充塡圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であって、日本工業規格B七五〇五―一（二〇〇七）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合しているもの

2　規則第二十四条第三号の経済産業大臣が定める基準（附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい試験のための設備について前項第四号の例による。

第十章　容器再検査の刻印等

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第五十七条　規則第二十七条第二項の経済産業大臣が定める証票は、様式第五に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第五十八条　規則第二十八条第一項の経済産業大臣が定める方式は、前条による容器に係る証票を貼付する方式とする。

［削る］

第十一章　登録容器製造業者が行う刻印等

（登録容器製造業者が行う刻印等の方式）

第五十九条　規則第五十三条第一項の経済産業大臣が定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一　次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める記号

イ　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　協定規則第百三十四号4.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号

ロ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器　協定規則第百十号7.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号

ハ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器　協定規則第百十号7.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号

二　登録容器製造業者の名称又は商標（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、名称に限る。）

三　作動温度の名称に関する記号（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

四　充塡すべき高圧ガスの種類（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては記号　ＣＨＧ、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品にあっては記号　ＣＮＧ　ＯＮＬＹ、国際相互承認液化ガス自動車燃料装置用容器に装置する附属品にあっては記号　ＬＮＧ　ＯＮＬＹ）

五　［略］

六　容器の部品番号（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に限る。）

［新設］

ハ　最高充塡圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であって、日本工業規格B七五〇七―一（二〇〇七）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合しているもの

2　規則第二十四条第三号の告示で定める基準（附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい試験のための設備について第一項第四号の例による。

［新設］

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第二十五条　規則第二十七条第二項の告示に定める証票は、様式第四に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第二十六条　規則第二十八条第一項の告示に定める方式は、前条による容器に係る証票を貼付する方式とする。

（品質管理の方法）

第二十七条　規則第三十四条第二項第二号の告示で定める基準は、容器の型式ごとに、協定規則第百三十四号9.3.1.及び9.3.2.に定める組試験を行い、これに合格しなければならないものとする。

［新設］

（登録容器製造業者が行う刻印等の方式）

第二十八条　規則第五十三条第一項の告示で定める方式は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一　協定規則第百三十四号4.4.に定める協定規則第百三十四号に適合している旨の記号

二　登録容器製造業者の名称

［新設］

三　充塡すべき高圧ガスの種類（記号　ＣＨＧ）

四　［略］

［新設］